

釧路地区吹奏楽コンクール実施規定

(趣旨)

第1条 釧路地区吹奏楽コンクール（以下「地区コンクール」という。）の実施に係る部門及び参加人員、資格、課題曲及び自由曲、演奏時間に関する事項については、北海道吹奏楽コンクール実施規定（以下「道実施規定」という。）を準用するほか、本規定で定めるところによる。

(実施会場及び日時等)

第2条 地区コンクールの実施会場、日時、部門及び編成は、釧路地区吹奏楽連盟総会においてこれを定める。

(演奏順)

第3条 地区コンクールにおける演奏順は、地区コンクール代表者会議における抽選等の方法によって決定する。

(審査)

第4条 審査は、釧路地区吹奏楽コンクール審査内規による。

2 審査員は、釧路地区吹奏楽連盟加盟団体の推薦等に基づき、常任理事会で選出及び承認し、理事長が決定する。

(地区代表団体)

第5条 理事長は、地区コンクール各部門及び編成における上位団体を釧路地区代表団体として北海道吹奏楽コンクールに推薦するものとする。

2 釧路地区代表団体の選出数は、道実施規定第18条に準ずるものとする。

(奨励賞)

第6条 理事長は、地区コンクール各部門及び編成における出場団体数が3団体を超える場合、前条に規定する釧路地区代表団体とならなかった団体のうち、上位1団体に対して奨励賞を授与するものとする。

2 理事長は、第4条第1項における審査の結果、同点等の事由により奨励賞授与に値する団体が複数あると判断する場合には、前項の規定にかかわらず、複数の団体に対して奨励賞を授与することができる。

(表彰)

第7条 理事長は、第4条第1項における審査の結果を踏まえ、各部門及び編成毎に、出場団体へ金・銀・銅の各賞を付与する。ただし、本規定に定める事項への違反が明らかな場合には、付与しないものとする。

(資格停止措置)

第8条 理事長は、参加団体の資格に疑義がある時は、出場又は入賞の資格を取り消すことができる。

(規定の改正)

第9条 この規定は、総会の議決により改正することができる。

(委任)

第10条 この規定の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規定は、平成24年7月7日より施行する。

附 則（令和元年5月11日一部改正）

この規定は、令和元年5月11日より施行する。